

# 墨田区公契約条例の手引き

令和8年4月

墨田区総務部契約課

## 目 次

1	条例の目的	1
2	用語の定義	1
3	適用範囲	1
4	適用される労働者等の範囲	1
5	労働報酬下限額	2
6	墨田区公契約審議会	3
7	労働条件等に関する事項報告書(チェックシート)	3
8	労働者等の申出	4
9	申出に対する区の対応	4
10	労働者等に対する周知	5
	<b>【資料】労働条件等に関する事項報告書(チェックシート)</b>	<b>6</b>
	墨田区公契約条例	8
	墨田区公契約条例施行規則	14
	墨田区公契約条例に関する特約条項	17
	墨田区公契約条例に関する特記事項	21
	令和8年度労働報酬下限額	23

## 1 条例の目的

墨田区公契約条例は、公契約について基本理念を定め、墨田区及び受注者の責務を明らかにするとともに、公契約に係る施策の基本方針を定めることにより、これに基づく公契約に関する施策を推進し、もって区民福祉の向上及び地域社会の持続的な活性化に寄与することを目的としています。

この条例は、令和5年度墨田区議会定例会9月議会で可決され、同年9月29日に公布、令和6年4月1日に全面施行されました。

## 2 用語の定義

この手引きにおける用語の定義は、以下のとおりです。

公契約	<ul style="list-style-type: none"><li>・区が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約</li><li>・指定管理協定</li></ul>
受注者	区と公契約を締結する者
受注関係者	<ul style="list-style-type: none"><li>・区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者</li><li>・労働者派遣事業として、受注者や受注関係者に労働者を派遣する者</li></ul>
労働者等	<ul style="list-style-type: none"><li>・受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する者</li><li>・公契約に係る業務の受注者又は受注関係者との契約により、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者で、当該業務を他の者を使用しないで行うもの（いわゆる一人親方）</li></ul>
労働報酬	公契約に係る業務についての労働の報酬で、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"><li>・労働者等がその雇用する受注者又は受注関係者から得る賃金</li><li>・労働者等が受注者又は受注関係者との契約により得る収入</li></ul>

## 3 適用範囲

条例の基本理念や区・受注者の責務は、業務内容や金額等を問わず、区が締結するあらゆる契約及び指定管理協定に適用されます。ただし、「労働報酬下限額」は、一定の要件を満たす公契約に限って適用されます。

## 4 適用される労働者等の範囲

条例の規定が適用される労働者等の範囲は、以下のとおりです。

受注者、受注関係者に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働者  
アルバイト、日雇い労働者等雇用形態は問いません。

受注者又は受注関係者に派遣され、専ら公契約に係る業務に従事する派遣労働者  
公契約に係る業務の受注者又は受注関係者との契約により、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者で、当該業務を他の者を使用しないで行うもの（いわゆる一人親方）

指定管理者が締結する当該施設の管理・運営に係る契約（再委託）のうち、平常的に行われる業務の委託契約に係る業務に従事する労働者（「平常的に行われる業務」とは、毎週1時間以上行われる業務とする。）

次に掲げる者は、労働者等に含まれません。

同居親族のみを使用する事業所に使用される者及び家事使用人

労働基準法第9条に規定する労働者でない者（例：ボランティア、会社役員等）

公契約に係る業務に直接従事しない者（例：間接的に従事する事務員、材料の製造に従事する者等）

公契約に係る業務に従事した時間が1か月あたり30分未満の者

指定管理者が管理する当該施設に係る契約のうち、発注者が当該指定管理者又は当該指定管理者の再委託先事業者である工事請負契約に従事する労働者

## 5 労働報酬下限額

労働報酬下限額とは、適用となる公契約において、受注者及び受注関係者が労働者等に対して支払わなければならない労働報酬の下限となる1時間あたりの額です。労働報酬下限額は、墨田区公契約審議会の答申を踏まえ、区長が年度ごとに定め、告示します。

【適用となる公契約】

予定価格1億円以上の工事請負契約

予定価格2,000万円以上の業務委託契約（施設の清掃・受付・警備・その他の維持管理、給食調理、学校管理、自動車運行等）

指定管理協定

契約方法（入札、随意契約）にかかわらず適用となります。

予定価格は消費税及び地方消費税相当額を含む金額です。上記は、契約金額にかかわらず、予定価格で労働報酬下限額の対象であるか否かが判定されます。

なお、労働報酬下限額の適用となる公契約は、発注時、公募時等にその旨を明示します。事業者は労働報酬下限額が適用される公契約であることを確認した上で、入札・公募等に参加することになります。また、契約書には、**墨田区公契約条例に関する特約条項**（指定管理協定の場合は、墨田区公契約条例に関する特記事項）を綴じ込みます。

複数年度にわたる公契約は、契約締結の翌年度以降に労働報酬下限額が改定された場合でも、履行完了まで契約締結年度（指定管理協定においては、指定期間開始年度）の労働報酬下限額を適用します。東京都の最低賃金が契約締結年度の労働報酬下限額

を上回った場合は、最低賃金額を遵守していただくことになります。

最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける労働者は、労働報酬下限額適用の対象外となります。

受注者が国及び地方公共団体等の公契約は、労働報酬下限額適用の対象外となります。

## 6 墨田区公契約審議会

墨田区公契約審議会は、墨田区公契約条例に規定する附属機関です。区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査審議し、答申します。

審議会は、原則として公開で行われます。

【現在の委員構成】

事業者団体関係者	2人
労働者団体関係者	2人
学識経験者	3人

(任期：2年)

## 7 労働条件等に関する事項報告書（チェックシート）

労働報酬下限額の適用となる公契約の受注者には、労働条件等に関する事項報告書（チェックシート）の提出が義務付けられています。

様式・内容

【資料】労働条件等に関する事項報告書（チェックシート）（P.6）

提出時期

**単年度契約**

1回目	契約締結後から概ね1か月以内
2回目	業務完了日の概ね1か月前

**複数年度契約（指定管理協定を含む。）**

1回目	契約締結後（指定管理協定においては、指定期間開始後）から概ね1か月以内
2回目以降	毎年度4月末日まで（年度につき1回）
最終回	業務完了日の概ね1か月前

提出方法

原則としてメールでご提出ください。

提出先メールアドレス [keiyaku@city.sumida.lg.jp](mailto:keiyaku@city.sumida.lg.jp)

指定管理者は、各施設の所管課にご提出ください。

提出義務は、受注者（契約書に記載の名義と同一）のみです。受注関係者の提出は不要です。

契約期間中にチェックシートの内容に変更があった場合は、すみやかに変更後のチェックシートを提出してください。

## 8 労働者等の申出

労働者等は、賃金等が支払われない場合又は労働報酬下限額を下回る場合は、区や受注者又は受注関係者に申出ができます。

区に申し出る場合は、以下へご相談ください。

墨田区役所 総務部 契約課 契約係  
電話：03 - 5608 - 6250  
FAX：03 - 3621 - 4821  
メール：[keiyaku@city.sumida.lg.jp](mailto:keiyaku@city.sumida.lg.jp)

なお、秘密は厳守いたします。

ご相談いただいた内容を精査し、必要に応じて受注者や受注関係者への対応を検討いたします。また、この申出による受注者又は受注関係者からの不利益な取扱いは禁止されています。

## 9 申出に対する区の対応

### 報告・検査等

区は必要に応じて受注者又は受注関係者に必要な報告を求め、また、事業所等への立入調査を行うことができます。その結果、約定事項に違反していると判断した場合には、是正措置を講じるよう求めることができます。受注者は、すみやかに是正措置を講じ、その結果を区に報告しなければなりません。

### 公契約の解除等

次のいずれかの場合は、区は公契約の解除等を行うことができます。解除等をしたときは、公表する場合があります。

- ・ 報告・検査等の求めに応じない、又は虚偽の回答をしたとき。
- ・ 是正措置の求めに応じないとき。
- ・ 是正措置の報告をしない、又は虚偽の報告をしたとき。

解除等によって受注者・受注関係者に損害が生じても、区は損害賠償の責任を負いません。

解除等によって区に損害が生じた場合は、受注者はその損害を賠償しなければなりません。

区は、解除等をしたときは、受注者に対して違約金の支払いを求められます。

## 10 労働者等に対する周知

労働報酬下限額の適用となる公契約の受注者は、次の事項を作業所等の見やすい場所に掲示するか、労働者等に書面で交付してください。受注関係者に対しても、受注者に準じて周知を行うことについて理解を得るよう、お願いします。

- ・ 労働報酬下限額
- ・ 労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲
- ・ 申出をする場合の連絡先
- ・ 申出をしたことを理由に、解雇・請負契約の解除その他の不利益な取扱いを受けないこと。
- ・ 受注関係者の労働者の場合は、労働報酬下限額以上の額の支払いに対して、受注者が受注関係者に対して必要な措置を講じること。

労働条件等に関する事項報告書

令和 年 月 日

墨田区長 あて

墨田区と締結した ( 件 名 ) の履行に当たり、  
墨田区公契約条例に基づき、労働条件等に関する事項を報告します。

所 在 地

氏 名 ・ 名 称

代 表 者

項 目	内 容		回 答	
雇用契約の締結の状況	1	労働者に対し、雇用契約書等により、労働条件等を明示している。	はい ・ いいえ	
	2	(常時10人以上の労働者を使用している場合のみ) 就業規則を法令に準じて適正に作成し、労働基準監督署に届け出ている。	はい ・ いいえ ・ 対象外	
	3	労働者に対し、就業規則等を周知している。	はい ・ いいえ	
労働報酬の支払の状況	4	賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金等(時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金を含む。)を支払っている。	はい ・ いいえ	
	5	賃金等は、毎月1回以上、決められた日に全額を支払っている。	はい ・ いいえ	
労働時間の管理の状況	6	労働時間、休憩、休日、時間外及び休日労働並びに年次有給休暇の適正な運用管理を行っている。	はい ・ いいえ	
約定事項の遵守の状況	7	この契約に専ら従事する労働者(再委託先・下請業者等(条例第2条第3号に規定する受注関係者・同条第4号イに規定する者)を含む。以下同じ。)に対して、契約締結年度の労働報酬下限額以上の賃金等を支払っている。	はい ・ いいえ	
		上記のうち、最も低い報酬額(1時間当たり)	円	職種
	8	労働者等を社会保険に適正に加入させている。	はい ・ いいえ	
その他	10	再委託先・下請業者等との契約において、労働報酬下限額を始め、当該契約において遵守すべき事項について必要な要請を行っている。	はい ・ いいえ ・ 対象外	
		常時使用する労働者に、1年に1回以上、健康診断を実施している。	はい ・ いいえ	

担当者		
担当者連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

回答が「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等を記入してください。

項目番号	理由・改善予定等

## 墨田区公契約条例

### (目的)

第1条 この条例は、公契約について基本理念を定め、区及び受注者の責務を明らかにするとともに、優れた人材を確保することができる環境の整備を図り、公契約に係る施策の基本方針を定めることにより、これに基づく公契約に関する施策を推進し、もって区民福祉の向上及び地域社会の持続的な活性化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

公契約 区が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により区の指定を受けた者と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

受注者 区と公契約を締結する者をいう。

受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の定めるところにより受注者又はアに掲げる受注関係者に次号アに掲げる労働者を派遣する者

労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第2条第1号に掲げる労働者

イ 受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者で、当該業務を他の者を使用しないで行うもの

労働報酬 公契約に係る業務についての労働の報酬で次に掲げるものをいう。

ア 前号アに掲げる労働者がその雇用する受注者又は受注関係者から得る賃金

イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入

### (基本理念)

第3条 公契約に係る入札及び契約の手続は、透明性及び競争性を確保しながら公平かつ公正に行わなければならない。

2 談合その他の不正行為は、徹底して排除されなければならない。

3 公契約は、契約の締結から履行に至るまで環境及び経済に配慮した持続可能なものとし、地球温暖化対策の一層の推進に配慮したものでなければならない。

4 公契約は、区内企業の受注機会（資材等の調達を含む。以下同じ。）の確保及び地域社会の活性化に配慮したものでなければならない。

5 公契約は、その履行により提供されるサービス等の品質及び価格が適正なものであり、かつ、労働者等の適正な労働条件等及び労働環境が整備されるものでなければならない。

6 公契約は、契約の締結から履行に至るまで、国籍、信条、性別、障害の有無等で差別されることなく、多様性に配慮がなされたものでなければならない。

### (区の責務)

第4条 区は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公契約に係る施策を総合的に実施しなければならない。

- 2 区は、環境及び経済に配慮した公契約を推進しなければならない。
- 3 区は、区内企業の受注機会の確保及び地域社会の活性化のため、受注可能な分野を確保し増大するよう、努めなければならない。
- 4 区は、公契約の履行、品質及び価格の適正性を確保しなければならない。
- 5 区は、公契約に係る労働者等の適正な労働条件等の確保及び労働環境の整備が図られるよう努めなければならない。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を受託する者として社会的責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、基本理念にのっとり、区が実施する公契約に係る施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第6条 区は、第4条に規定する責務を果たすため、公契約に係る次に掲げる施策を推進するものとする。

入札及び契約の手續に係る情報の公開に関すること。

談合その他の不正行為を排除するための措置に関すること。

環境及び経済に配慮した契約の推進を図るための措置に関すること。

区内企業の受注機会を確保するための措置に関すること。

契約の履行、品質及び価格の適正性を確保するための措置に関すること。

適正な労働条件等の確保及び労働環境の整備を図るための措置に関すること。

前各号に掲げるもののほか、基本理念を実現するために必要なこと。

(適用範囲)

第7条 次条から第13条までの規定は、公契約のうち次に掲げるものについて適用する。

工事又は製造の請負契約で、その予定価格が1億円以上のもの

工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、その予定価格が2,000万円以上のもので、墨田区規則(以下「規則」という。)で定めるもの

指定管理協定

- 2 前項の規定は、公契約の受注者が国、地方公共団体その他区長が定める者である場合については、適用しない。

(労働者等の労働報酬)

第8条 区は、公契約において、その受注者及び受注関係者が労働者等(最低賃金法第7条に規定する労働者を除く。第12条第1項並びに別表3の項、4の項及び6の項を除き、以下同じ。)に対し区長が定める額(以下「労働報酬下限額」という。)以上の額の労働報酬(前条第1項第2号及び第3号に掲げる公契約に係る労働報酬にあっては、同法第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。以下同じ。)を支払わなければならないことを約定するものとする。

- 2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

- 3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の額を時間についての金額に換算する方法は、規則で定める。

(労働報酬下限額の決定等)

第9条 労働報酬下限額は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定める事項そ

の他の事情を勘案して定めるものとする。

第7条第1項第1号に掲げる公契約に係る労働者等 農林水産省及び国土交通省が定める  
公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

第7条第1項第2号及び第3号に掲げる公契約に係る労働者等 区の区域に係る最低賃金  
法第9条第1項に規定する地域別最低賃金及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す  
る条例（令和元年墨田区条例第13号）第18条第1項に規定する報酬の額に、同条例第2  
1条第1項に規定する地域手当に相当する報酬を加えて得た額

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、第14条第1項に規定する  
墨田区公契約審議会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、速やかにこれを告示するものとする。

（公契約において約定する事項）

第10条 区は、第8条第1項に規定する事項のほか、公契約において、別表に定める事項を約  
定するものとする。

（労働者等の申出）

第11条 労働者等（労働者等であった者を含む。この条及び次条において同じ。）は、労働報  
酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われないとき、又は支払  
われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、区、受注者又は受注関係者（当該  
労働者等を雇用し、又は当該労働者等と第2条第4号イの契約を締結した受注関係者に限  
る。）に対しその事実の申出をすることができる。

（報告、検査等）

第12条 区長は、区に対し前条の規定による申出があったとき、又は第8条第1項及び第10  
条の規定により約定した事項（以下「約定事項」という。）の遵守の状況を確認するため必要  
があると認めるときは、受注者又は受注関係者に対し必要な報告を求め、又は区職員をして当  
該受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入らせ、労働者等に係る労働条件等が分かる書  
類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による検査又は質問（以下「検査等」という。）を行う区職員は、その身分を示  
す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公表）

第13条 区が別表12の項に定める事由による公契約の解除等（第7条第1項第1号及び第2  
号に掲げる公契約の解除並びに同項第3号に掲げる公契約に係る地方自治法第244条の2第  
11項の規定による指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命  
令をいう。以下同じ。）をしたとき（公契約の終了後に約定事項の違反が判明した場合を含  
む。）は、区長は、次に掲げる事項を公表することができる。

受注者又は受注関係者の氏名及び住所（その者が法人その他の団体であるときは、名称、  
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

違反の内容

前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る受注者  
又は受注関係者に対し、当該公表に係る理由を通知し、当該受注者又は受注関係者が意見を述

べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

( 墨田区公契約審議会の設置 )

第 14 条 公契約に関する施策の適正な実施を確保するため、区長の附属機関として、墨田区公契約審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員 7 人以内をもって組織する。

事業者団体関係者 2 人以内

労働者団体関係者 2 人以内

学識経験を有する者 3 人以内

4 審議会の委員(以下「委員」という。)の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

( 委任 )

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条及び第 14 条の規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前において締結されている公契約(指定管理協定においては同日前に公募(公募によらない場合は申請に必要な事項を通知)し、締結した指定管理協定)については、この条例の規定は、適用しない。

## 別表

番号	約定事項	内容
1	労働関係法令の遵守	受注者は、第2条第4号アに掲げる労働者に係る労働条件に関して、関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
2	受注者の負う契約条件	受注者は、第2条第4号イに掲げる者と請負契約又は業務委託契約を締結しようとするときは、その条件を1の項の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならないこと。
3	社会保険への加入	受注者は、労働者等を雇用形態に応じ社会保険に加入させなければならないこと。
4	労働者等の継続雇用	受注者は、継続性のある業務に関する公契約を締結するときは、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望する者を雇用するよう努めること。
5	労働報酬に係る受注者の連帯責任	受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき、又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額が支払われるよう、必要な措置を講じなければならないこと。
6	労働条件等の区への報告	受注者は、規則で定めるところにより、労働者等に係る労働条件等に関する事項を区に報告しなければならないこと。
7	労働者等に対する周知	受注者は、労働報酬下限額その他の規則で定める事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は労働者等に対し当該事項を記載した書面を交付しなければならないこと。
8	不利益な取扱いの禁止	受注者は、第11条に規定する申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならないこと。
9	報告の求め及び検査等への対応	受注者は、第12条第1項に規定する報告の求め及び検査等に応じ、協力しなければならないこと。
10	約定事項の違反の是正の求め	区は、受注者が約定事項に違反していると認めるときは、当該受注者に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求めることができること。
11	約定事項の違反の是正等及	受注者は、10の項に規定する求めを受けたときは、

	び報告	速やかに当該違反を是正する措置その他必要な措置を講じ、その結果について区に報告しなければならないこと。
1 2	公契約の解除等	<p>区は、受注者又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときは公契約の解除等を行うことができ、当該解除等により受注者又は受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。</p> <p>第12条第1項に規定する報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは当該検査等における質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>10の項に規定する求めに応じないとき。</p> <p>11の項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p>
1 3	損害賠償責任	受注者は、区が12の項に規定する事由による公契約の解除等をした場合において、当該公契約の解除等により区に損害が生じたときは、当該損害を賠償しなければならないこと。
1 4	公契約の解除等に係る違約金	区は、12の項に規定する事由による公契約の解除等をしたときは、受注者に対し違約金の支払を求めることができること。
1 5	受注者と受注関係者との契約	受注者は、受注関係者と契約を締結するときは、当該受注者が遵守すべき約定事項について、受注関係者が当該受注者に準じて当該約定事項を遵守することとなるよう、約定しなければならないこと。

## 墨田区公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、墨田区公契約条例(令和5年墨田区条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(条例第7条第1項第2号に規定する規則で定める公契約)

第3条 条例第7条第1項第2号に規定する規則で定める公契約は、次の各号に掲げるものとする。

区の施設の清掃、受付、警備(機械警備を除く。)その他の維持管理のみを契約の目的とする公契約

給食調理のみを契約の目的とする公契約

学校の管理のみを契約の目的とする公契約

自動車の運行のみを契約の目的とする公契約

前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める公契約

(条例第8条第3項に規定する方法)

第4条 条例第8条第3項に規定する方法については、最低賃金法施行規則(昭和34年労働省令第16号)第2条の規定を準用する。

(条例第12条第2項に規定する区職員の身分を示す証明書の様式)

第5条 条例第12条第2項に規定する区職員の身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式)によるものとする。

(条例第13条第1項第3号に規定する規則で定める事項)

第6条 条例第13条第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

公契約の件名及び締結の日

解除等をした日及びその理由

前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(審議会の会長)

第7条 審議会に会長を置き、委員のうちから、互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の議事)

第8条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び前条第3項の規定により会長の職務を代理する者が定められていないときは、区長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席し、かつ、条例第14条第3項各号に掲げる者のうちからそれぞれ1人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、会長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が特に必要があると認めるときは、公開しないことができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の議事に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定め

る。

( オンラインによる審議 )

第9条 会長は、重大な感染症のまん延、大規模な災害その他やむを得ない事由が発生している場合において、会議を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による審議(以下「オンライン審議」という。)により会議を開催し、又はオンライン審議の方法により一部の委員を会議に参加させることができる。

2 オンライン審議における前条第2項及び第3項の規定の適用については、前項の方法により参加した者を会議に出席したものとみなす。

( 審議会の庶務 )

第10条 審議会の庶務は、総務部契約課において処理する。

( 条例別表6の項に規定する報告 )

第11条 条例別表6の項に規定する報告は、次の各号に掲げる事項について、区長が指定する日までに、書面において行うものとする。

雇用契約の締結の状況

労働報酬の支払の状況

労働時間の管理の状況

約定事項の遵守の状況

前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 受注者は、前項の規定により報告した事項に変更が生じたときは、速やかに区長に報告しなければならないものとする。

( 条例別表7の項に規定する規則で定める事項 )

第12条 条例別表7の項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

労働報酬下限額

労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲

条例第11条に規定する申出に関する事項及び当該申出をするときの連絡先

労働者等は、条例第11条に規定する申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いを受けないこと。

条例別表5の項に規定する受注者の連帯責任に関する事項

( 補則 )

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第7条から第10条までの規定は、令和5年10月1日から施行する。

## 別記様式（表）

第 号			
身 分 証 明 書			
所 属			
職			
氏 名			
年 月 日 生			
上記の者は、墨田区公契約条例第12条第1項の規定による立入検査等の権限を有する者であることを証明する。			
発行日	年	月	日
有効期間	年	月	日
墨田区長			印

〔 縦 60 mm  
横 90 mm 〕

## 別記様式（裏）

墨田区公契約条例（抜粋）
（報告、検査等）
第12条 区長は、区に対し前条の規定による申出があったとき、又は第8条第1項及び第10条の規定により約定した事項（以下「約定事項」という。）の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者又は受注関係者に対し必要な報告を求め、又は区職員をして当該受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入らせ、労働者等に係る労働条件等が分かる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定による検査又は質問（以下「検査等」という。）を行う区職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 墨田区公契約条例に関する特約条項（工事用）

### （基本的事項）

第1条 乙は、この契約の履行に当たり、墨田区公契約条例（令和5年墨田区条例第31号。以下「条例」という。）及び墨田区公契約条例施行規則（令和5年墨田区規則第57号。以下「規則」という。）を遵守するものとする。

### （定義）

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 甲以外の者からこの契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の定めるところにより乙又はアに掲げる受注関係者に次号アに掲げる労働者を派遣する者

労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 乙又は受注関係者に雇用され、この契約に係る業務に従事する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第2条第1号に掲げる労働者

イ 乙又は受注関係者との契約によりこの契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者で、当該業務を他の者を使用しないで行うもの

労働報酬 この契約に係る業務についての労働の報酬で次に掲げるものをいう。

ア 前号アに掲げる労働者がその雇用する乙又は受注関係者から得る賃金

イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入

### （労働関係法令の遵守）

第3条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49条）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法その他関係法令を遵守し、労働者の労働環境等を確保しなければならない。

2 乙は、前条第2号イに掲げる者と請負契約又は業務委託契約を締結しようとするときは、その条件を前項の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならない。

3 乙は、労働者等を雇用形態に応じ社会保険に加入させなければならない。

### （労働報酬の支払）

第4条 乙は、労働者等（最低賃金法第7条に規定する労働者を除く。前条第3項及び第6条を除き、以下同じ。）に対し、条例第8条に規定する労働報酬下限額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬を支払わなければならない。

### （乙の講ずべき措置）

第5条 乙は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき、又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額が支払われるよう、必要な措置を講じなければならない。

### （労働条件等の報告）

第6条 乙は、規則第11条に規定する労働者等に係る労働条件等に関する事項を甲に報告しなければならない。

### （労働者等に対する周知）

第7条 乙は、次に掲げる事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は労働者等に対し当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

労働報酬下限額

労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲

条例第11条に規定する申出に関する事項及び当該申出をするときの連絡先

労働者等は、前号の申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いを受けないこと。

#### 第5条に規定する事項

##### (不利益な取扱いの禁止)

第8条 乙は、条例第11条に規定する申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

##### (報告及び立入検査)

第9条 乙は、条例第12条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に応じ、協力しなければならない。

##### (是正措置)

第10条 甲は、条例第12条第1項の規定による報告又は立入検査の結果、乙が条例の規定又はこの特約条項に違反していると認めるときは、乙に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 乙は、前項の規定による求めを受けたときは、速やかに当該違反を是正する措置その他必要な措置を講じ、その結果について甲に報告しなければならない。

##### (契約の解除)

第11条 甲は、乙又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときはこの契約を解除することができる。

条例第12条第1項に規定する報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは当該検査等における質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

前条第1項の規定による求めに応じないとき。

前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

##### (損害賠償)

第12条 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除した場合において、それにより甲に損害が生じたときは、当該損害を賠償しなければならない。

2 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合において、乙又は受注関係者に損害が生じても、その損害を賠償する責任を負わない。

##### (違約金)

第13条 甲は、第11条の規定によりこの契約を解除したときは、乙に対し違約金の支払を求めることができる。この場合における違約金の額については、工事請負契約約款第42条の2第2項の規定を準用する。

##### (受注関係者との契約)

第14条 乙は、受注関係者と契約を締結するときは、乙が遵守すべきこの特約条項について、受注関係者が乙に準じて当該特約条項を遵守することとなるよう、定めなければならない。

## 墨田区公契約条例に関する特約条項（委託用）

### （基本的事項）

第1条 乙は、この契約の履行に当たり、墨田区公契約条例（令和5年墨田区条例第31号。以下「条例」という。）及び墨田区公契約条例施行規則（令和5年墨田区規則第57号。以下「規則」という。）を遵守するものとする。

### （定義）

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 甲以外の者からこの契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の定めるところにより乙又はアに掲げる受注関係者に次号アに掲げる労働者を派遣する者  
労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 乙又は受注関係者に雇用され、この契約に係る業務に従事する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第2条第1号に掲げる労働者

イ 乙又は受注関係者との契約によりこの契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者で、当該業務を他の者を使用しないで行うもの

労働報酬 この契約に係る業務についての労働の報酬で次に掲げるものをいう。

ア 前号アに掲げる労働者がその雇用する乙又は受注関係者から得る賃金

イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入

### （労働関係法令の遵守）

第3条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49条）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法その他関係法令を遵守し、労働者の労働環境等を確保しなければならない。

2 乙は、前条第2号イに掲げる者と請負契約又は業務委託契約を締結しようとするときは、その条件を前項の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならない。

3 乙は、労働者等を雇用形態に応じ社会保険に加入させなければならない。

### （労働報酬の支払）

第4条 乙は、労働者等（最低賃金法第7条に規定する労働者を除く。前条第3項、次条及び第7条を除き、以下同じ。）に対し、条例第8条に規定する労働報酬下限額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬を支払わなければならない。

### （労働者等の継続雇用）

第5条 この契約が継続性のある業務であるときは、乙は、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、この契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望する者を雇用するよう努めるものとする。

### （乙の講ずべき措置）

第6条 乙は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき、又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額が支払われるよう、必要な措置を講じなければならない。

### （労働条件等の報告）

第7条 乙は、規則第11条に規定する労働者等に係る労働条件等に関する事項を甲に報告しなければならない。

### （労働者等に対する周知）

第8条 乙は、次に掲げる事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は労働者等に対し当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

労働報酬下限額

労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲

条例第11条に規定する申出に関する事項及び当該申出をするときの連絡先

労働者等は、前号の申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いを受けないこと。

第6条に規定する事項

(不利益な取扱いの禁止)

第9条 乙は、条例第11条に規定する申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び立入検査)

第10条 乙は、条例第12条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に応じ、協力しなければならない。

(是正措置)

第11条 甲は、条例第12条第1項の規定による報告又は立入検査の結果、乙が条例の規定又はこの特約条項に違反していると認めるときは、乙に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 乙は、前項の規定による求めを受けたときは、速やかに当該違反を是正する措置その他必要な措置を講じ、その結果について甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときはこの契約を解除することができる。

条例第12条第1項に規定する報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは当該検査等における質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

前条第1項の規定による求めに応じないとき。

前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(損害賠償)

第13条 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除した場合において、それにより甲に損害が生じたときは、当該損害を賠償しなければならない。

2 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合において、乙又は受注関係者に損害が生じても、その損害を賠償する責任を負わない。

(違約金)

第14条 甲は、第12条の規定によりこの契約を解除したときは、乙に対し違約金の支払を求めることができる。この場合における違約金の額については、委託契約約款第12条第4項の規定を準用する。

(受注関係者との契約)

第15条 乙は、受注関係者と契約を締結するときは、乙が遵守すべきこの特約条項について、受注関係者が乙に準じて当該特約条項を遵守することとなるよう、定めなければならない。

## 墨田区公契約条例に関する特記事項（指定管理協定用）

### （基本的事項）

第1条 乙は、本協定の履行に当たり、墨田区公契約条例（令和5年墨田区条例第31号。以下「条例」という。）及び墨田区公契約条例施行規則（令和5年墨田区規則第57号。以下「規則」という。）を遵守するものとする。

### （定義）

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 甲以外の者から本協定に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の定めるところにより乙又はアに掲げる受注関係者に次号アに掲げる労働者を派遣する者  
労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 乙又は受注関係者に雇用され、本協定に係る業務に従事する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第2条第1号に掲げる労働者

イ 乙又は受注関係者との契約により本協定に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者で、当該業務を他の者を使用しないで行うもの

労働報酬 本協定に係る業務についての労働の報酬で次に掲げるものをいう。

ア 前号アに掲げる労働者がその雇用する乙又は受注関係者から得る賃金

イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入

### （労働関係法令の遵守）

第3条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49条）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法その他関係法令を遵守し、労働者の労働環境等を確保しなければならない。

2 乙は、前条第2号イに掲げる者と請負契約又は業務委託契約を締結しようとするときは、その条件を前項の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならない。

3 乙は、労働者等を雇用形態に応じ社会保険に加入させなければならない。

### （労働報酬の支払）

第4条 乙は、労働者等（最低賃金法第7条に規定する労働者を除く。前条第3項、次条及び第7条を除き、以下同じ。）に対し、条例第8条に規定する労働報酬下限額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬を支払わなければならない。

### （労働者等の継続雇用）

第5条 本協定が継続性のある業務であるときは、乙は、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、本協定の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望する者を雇用するよう努めるものとする。

### （乙の講ずべき措置）

第6条 乙は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき、又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額が支払われるよう、必要な措置を講じなければならない。

### （労働条件等の報告）

第7条 乙は、規則第11条に規定する労働者等に係る労働条件等に関する事項を甲に報告しなければならない。

### （労働者等に対する周知）

第8条 乙は、次に掲げる事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は労働者等に対し当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

労働報酬下限額

労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲

条例第11条に規定する申出に関する事項及び当該申出をするときの連絡先

労働者等は、前号の申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いを受けないこと。

第6条に規定する事項

(不利益な取扱いの禁止)

第9条 乙は、条例第11条に規定する申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び立入検査)

第10条 乙は、条例第12条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に応じ、協力しなければならない。

(是正措置)

第11条 甲は、条例第12条第1項の規定による報告又は立入検査の結果、乙が条例の規定又はこの特記事項に違反していると認めるときは、乙に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 乙は、前項の規定による求めを受けたときは、速やかに当該違反を是正する措置その他必要な措置を講じ、その結果について甲に報告しなければならない。

(指定の取消し)

第12条 甲は、乙又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

条例第12条第1項に規定する報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは当該検査等における質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

前条第1項の規定による求めに応じないとき。

前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(損害賠償)

第13条 乙は、甲が前条の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて指定業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、それにより甲に損害が生じたときは、当該損害を賠償しなければならない。

2 甲は、前条の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて指定業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙又は受注関係者に損害が生じても、その損害を賠償する責任を負わない。

(違約金)

第14条 甲は、第12条の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて指定業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、乙に対し違約金の支払を求めることができる。この場合において、違約金の額については、本協定第42条第3項の規定を準用する。

2 前項の違約金の額は、損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しないものとする。

(受注関係者との契約)

第15条 乙は、受注関係者と契約を締結するときは、乙が遵守すべきこの特記事項について、受注関係者が乙に準じて当該特記事項を遵守することとなるよう、定めなければならない。

## 令和 8 年度労働報酬下限額

### 1 工事又は製造の請負契約

(1) 熟練労働者及び一人親方 (単位：円) (1時間当たり)

	職種	労働報酬下限額		職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	3,454	27	普通船員	3,679
2	普通作業員	3,038	28	潜水士	5,929
3	軽作業員	2,104	29	潜水連絡員	4,298
4	造園工	3,117	30	潜水送気員	4,039
5	法面工	3,780	31	山林砂防工	3,657
6	とび工	3,724	32	軌道工	6,604
7	石工	3,724	33	型わく工	3,713
8	ブロック工	3,645	34	大工	3,443
9	電工	3,859	35	左官	3,803
10	鉄筋工	3,803	36	配管工	3,387
11	鉄骨工	3,353	37	はつり工	3,510
12	塗装工	4,107	38	防水工	4,298
13	溶接工	4,287	39	板金工	4,028
14	運転手(特殊)	3,499	40	タイル工	3,128
15	運転手(一般)	2,880	41	サッシ工	3,747
16	潜かん工	4,197	42	屋根ふき工	3,940
17	潜かん世話役	5,029	43	内装工	3,870
18	さく岩工	4,725	44	ガラス工	3,758
19	トンネル特殊工	4,253	45	建具工	3,312
20	トンネル作業員	3,612	46	ダクト工	3,387
21	トンネル世話役	4,815	47	保温工	3,218
22	橋りょう特殊工	4,129	48	建築ブロック工	3,812
23	橋りょう塗装工	4,107	49	設備機械工	3,150
24	橋りょう世話役	4,725	50	交通誘導警備員 A	2,307
25	土木一般世話役	3,870	51	交通誘導警備員 B	2,104
26	高級船員	4,467			

(2) 上記(1)以外の労働者等(受注者等が労働者等との合意の下、見習い・手元等の労働者と判断する者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者)

労働報酬下限額	1時間当たり 1,637円
---------	---------------

### 2 業務委託契約及び指定管理協定

労働報酬下限額	1時間当たり 1,486円
---------	---------------